

◎鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第百六十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(補助) 第八条 (略) 254 (略)</p> <p>5 政府は、前項に定めるもののほか、第三条第一項第四号に該当する鉄道に係る災害復旧事業が、次の各号のいずれにも該当するときは、予算の範囲内で、当該災害復旧事業に要する費用の一部を補助することができる。</p> <p>一 激甚^{じくじん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項に規定する激甚災害その他これに準ずる特に大規模の災害として国土交通省令で定めるものに係るものであること。</p> <p>二 当該災害復旧事業の施行が、民生の安定上必要であること。</p> <p>三 当該災害復旧事業に要する費用の額が、当該災害復旧事業に係る災害を受けた日の属する事業年度（次号において「基準事業年度」という。）の前事業年度末から遡り一年間における当該鉄道の運輸収入に政令で定める数を乗じて得た額以上であること。</p> <p>四 基準事業年度の前事業年度末から遡り三年間（基準事業年度</p>	<p>(補助) 第八条 (略) 254 (略)</p> <p>(新設)</p>

の前事業年度末において当該鉄道がその運輸開始後三年を経過していない場合に於ては、当該運輸開始後基準事業年度の前事業年度末までの期間）における各年度に欠損を生じている鉄道に係るものであること。

6| 前二条の規定は、前二項の規定により補助を受けた鉄道事業者（当該補助に係る災害復旧事業を完了した者及び第十四条の規定により当該補助金の全部を返還した者を除く。）について、準用する。

7| 災害復旧事業の範囲、補助率その他の第四項及び第五項の規定による補助に關し必要な事項は、政令で定める。

8| 政府は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）の定めるところにより、第一項から第五項までの規定による補助金の交付を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて行うことができる。

9| (略)

(補助金の不交付及び返還)

第十四条 国土交通大臣は、第八条の規定により補助を受ける若しくは受けた鉄道事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した補助金の全部若しくは一部に国土交通省令で定める利息を付して

5| 前二条の規定は、前項の規定により補助を受けた鉄道事業者（当該補助に係る災害復旧事業を完了した者及び第十四条の規定により当該補助金の全部を返還した者を除く。）について、準用する。

6| 災害復旧事業の範囲、補助率その他の第四項の規定による補助に關し必要な事項は、政令で定める。

7| 政府は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）の定めるところにより、第一項から第四項までの規定による補助金の交付を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて行うことができる。

8| (略)

(補助金の不交付及び返還)

第十四条 国土交通大臣は、第八条の規定により補助を受ける若しくは受けた鉄道事業者が次の各号の一に該当するときは、交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した補助金の全部若しくは一部に国土交通省令で定める利息を付して返還を

返還を命ずることができる。

一 (略)

二 第六条又は第七条（これらの規定を第八条第六項の規定において準用する場合を含む。）の規定による指示に従わなかつたとき。

三〇五 (略)

(配当の許可)

第十五条の二 第八条（第五項を除く。）の規定により補助を受けた鉄道事業者は、政令で定める割合以上の剰余金の配当をしようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

一 当該事業年度末から遡り五年以内に補助金の交付を受けていないとき。

二 第十四条の規定により、当該事業年度末から遡り五年以内に交付を受けた補助金の全部を返還したとき。

三 (略)

命ずることができる。

一 (略)

二 第六条又は第七条（これらの規定を第八条第五項の規定において準用する場合を含む。）の規定による指示に従わなかつたとき。

三〇五 (略)

(配当の許可)

第十五条の二 第八条の規定により補助を受けた鉄道事業者は、政令で定める割合以上の剰余金の配当をしようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、この限りでない。

一 当該事業年度末からさかのぼり五年以内に補助金の交付を受けていないとき。

二 第十四条の規定により、当該事業年度末からさかのぼり五年以内に交付を受けた補助金の全部を返還したとき。

三 (略)

改正案	現行
<p>(業務の範囲) 第十三条 (略)</p> <p>2 機構は、前項に規定する業務のほか、第三条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 鉄道軌道整備法(昭和二十八年法律第百六十九号)第八條第八項又は踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第百九十五号)第十条第三項の規定による国の補助金の交付を受け、これを財源として、鉄道事業者に対し、補助金を交付すること。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(業務の範囲) 第十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 鉄道軌道整備法(昭和二十八年法律第百六十九号)第八條第七項又は踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第百九十五号)第十条第三項の規定による国の補助金の交付を受け、これを財源として、鉄道事業者に対し、補助金を交付すること。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>3 (略)</p>